

報告第3号

一関市博物館条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月21日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月1日

一関市長 佐藤善仁

一関市博物館条例の一部を改正する条例

一関市博物館条例（平成17年一関市条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、博物館を設置する。</u></p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第3条 博物館の運営に関し必要な事項を審議するため、<u>法第20条第1項</u>の規定により、博物館に一関市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、<u>_____博物館を設置する。</u></p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第3条 博物館の運営に関し必要な事項を審議するため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項</u>の規定により、博物館に一関市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第4号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第10号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月21日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合に係る下記に掲げる事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第10号の規定により、専決処分する。

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務

令和5年2月3日

一関市長 佐藤善仁

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
盛岡広域環境組合	岩手・玉山環境組合
釜石大槌地区行政事務組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	盛岡北部行政事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	

別表第2中「矢櫃山造林一部事務組合」を「盛岡広域環境組合、矢櫃山造林一部事務組合」に改める。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

報告第4号 参考資料

岩手県市町村総合事務組合規約 新旧対照表

(関連部分抜粋、下線部分は変更部分)

変更前		変更後	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合	盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
	岩手・玉山環境組合	<u>盛岡広域環境組合</u>	岩手・玉山環境組合
釜石大槌地区行政事務組合	矢櫃山造林一部事務組合	釜石大槌地区行政事務組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	盛岡北部行政事務組合	岩手沿岸南部広域環境組合	盛岡北部行政事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合	宮古地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
<u>岩手県沿岸知的障害児施設組合</u>	滝沢・雫石環境組合		滝沢・雫石環境組合
一関地区広域行政組合	盛岡・紫波地区環境施設組合	一関地区広域行政組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区消防組合	岩手県自治会館管理組合	大船渡地区消防組合	岩手県自治会館管理組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県市町村総合事務組合	大船渡地区環境衛生組合	岩手県市町村総合事務組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	気仙広域連合	奥州金ヶ崎行政事務組合	気仙広域連合
北上地区広域行政組合	久慈広域連合	北上地区広域行政組合	久慈広域連合
北上地区消防組合	岩手県後期高齢者医療広域連合	北上地区消防組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部広域行政組合		岩手中部広域行政組合	
岩手中部水道企業団		岩手中部水道企業団	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村（盛岡市を除く。）及び一部事務組合等（ <u>矢櫃山造林一部事務組合</u> 、盛岡地区衛生処理組合、滝沢・雫石環境組合及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。）	1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	組合市町村（盛岡市を除く。）及び一部事務組合等（ <u>盛岡広域環境組合</u> 、 <u>矢櫃山造林一部事務組合</u> 、盛岡地区衛生処理組合、滝沢・雫石環境組合及び岩手県後期高齢者医療広域連合を除く。）
[略]		[略]	

議案第2号

一関市個人情報の保護等に関する条例の制定について

一関市個人情報の保護等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市個人情報の保護等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるとともに、死者の情報の保護が重要であることに鑑み、死者の情報の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び病院事業管理者をいう。
- (2) 死者の情報 死者に係る情報であって、法第2条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）第2条第3号に規定する公文書に記録されているものをいう。
- (3) 遺族等 死者の情報に係る当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(個人情報の保有に関する届出)

第3条 実施機関は、個人情報保有するに当たっては、あらかじめ、保有する個人情報ファイル（法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。）の名称、当該個人情報ファイルを保有する所掌事務又は業務（法第61条の所掌事務又は業務をいう。）及びその利用目的を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出の内容を記録しておかなければならない。

（利用に関する記録）

第4条 実施機関は、法第69条第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用するときは、当該保有個人情報の内容、その利用の目的その他必要な事項を記録しておかなければならない。

（保有個人情報の提供に関する記録）

第5条 実施機関は、法第69条第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供するときは、当該保有個人情報の内容、その利用の目的、提供先、法第70条の規定により付した制限又は求めた措置その他必要な事項を記録しておかなければならない。

（個人関連情報の提供に関する記録）

第6条 実施機関は、第三者に個人関連情報を提供するとき（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定されるときに限る。）は、当該個人関連情報の内容、その利用の目的、提供先、法第72条の規定により付した制限又は求めた措置その他必要な事項を記録しておかなければならない。

（開示請求に係る手数料等）

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における実施機関が定める開示の実施の方法（閲覧による方法を除く。）を含む。以下同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（死者の情報の保有等）

第8条 死者の情報の適正な保有、利用、取得及び提供、安全管理措置その他死者の情報の保護に関し必要な事項については、法第61条、第63条から第67条まで、第69条及び第70条の規定の例による。

（死者情報の開示請求権）

第9条 死者の遺族等は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機

関の保有する当該死者に係る死者の情報（当該遺族等を本人とする保有個人情報に該当するものを除く。）の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認められた代理人（以下「代理人」と総称する。）は、遺族等に代わって前項の規定による開示の請求（以下「死者情報の開示請求」という。）をすることができる。

（死者情報の訂正請求権）

第10条 死者の遺族等は、当該死者に係る死者の情報（次に掲げるものに限る。次条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該死者の情報を保有する実施機関に対し、当該死者の情報の訂正を請求することができる。ただし、当該死者に関する情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第12条第1項の規定によりその例によることとされる法第85条第3項に規定する開示決定（以下「死者情報の開示決定」という。）に基づき開示を受けた死者の情報

- (2) 死者情報の開示決定に係る死者の情報であって、第12条第1項の規定によりその例によることとされる法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、遺族等に代わって前項の規定に基づく訂正の請求（以下「死者情報の訂正請求」という。）をすることができる。

（死者情報の利用停止請求権）

第11条 死者の遺族等は、当該死者に係る死者の情報が次の各号のいずれかに該当すると
思料するときは、この条例の定めるところにより、当該死者の情報を保有する実施機関
に対し、当該死者の情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）
の請求をすることができる。

- (1) 第8条の規定によりその例によることとされる法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、法第63条の規定に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき。

- (2) 第8条の規定によりその例によることとされる法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき。

- 2 代理人は、遺族等に代わって前項の規定に基づく利用停止の請求（以下「死者情報の利用停止請求」という。）をすることができる。

（死者情報の開示請求等の手續）

第12条 死者情報の開示請求、死者情報の訂正請求及び死者情報の利用停止請求の手續については、次項から第5項までに定めるもののほか、法第5章第4節第1款から第3款

まで（第78条第1項第1号及び第2号ただし書を除く。）の規定の例による。この場合において、法第78条第1項第2号本文及び第3号並びに第86条中「開示請求者」とあるのは「死者情報の開示請求に係る当該死者」と、第85条及び第96条中「行政機関の長等」とあるのは「実施機関」と、第85条第1項中「当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等」とあるのは「当該実施機関以外の実施機関」と読み替えるものとする。

2 死者情報の開示請求、死者情報の訂正請求又は死者情報の利用停止請求（以下「死者情報の開示請求等」という。）をする者は、実施機関に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 当該死者情報の開示請求等に係る情報によって識別される特定の個人が死亡していることを確認するに足りる書類。ただし、公簿等により確認することができるときは、この限りでない。

(2) 当該死者情報の開示請求等をする者（次号において「請求者」という。）が当該死者情報の開示請求等に係る死者の遺族等に該当することを確認するに足りる書類

(3) 当該死者情報の開示請求をする者が請求者本人であることを確認するに足りる書類

3 第9条第2項、第10条第2項又は前条第2項の規定に基づき代理人が死者情報の開示請求等をする場合には、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、当該死者の遺族等の代理人であることを証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

4 死者情報の開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

5 第1項の規定によりその例によることとされる法第87条第1項の規定による写しの交付により死者の情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

6 第1項の規定によりその例によることとされる法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は死者情報の開示請求等に係る不作為についての審査請求の手續については、次項及び次条に定めるもののほか、法第5章第4節第4款の規定の例による。

7 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一関市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求があったとき（法第105条第1項各号に掲げる場合を除く。）。
 - (2) 前条第6項に規定する審査請求があったとき（同項の規定によりその例によることとされる法第105条第1項第1号から第3号までに掲げる場合を除く。）。
- 2 前項の規定による諮問は、法第106条第2項（前項第2号に係る諮問にあつては、行政不服審査法第9条第3項）の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（法第106条第2項（同号に係る諮問にあつては、行政不服審査法第9条第3項）の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書が提出された場合にあつては、弁明書の写し及び当該反論書の写し）を添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定による諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は、審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

（実施状況の公表）

第14条 市長は、毎年度、法及びこの条例の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（補則）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（一関市個人情報保護条例の廃止）

第2条 一関市個人情報保護条例（平成18年一関市条例第76号）は、廃止する。

（一関市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の一関市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の前日に旧条例第12条第1項、第27条第1項又は第35条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する公文書に記録されている個人情報（以下「旧記録個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧記録個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧記録個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その職務上知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧記録個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（一関市情報公開条例の一部改正）

第4条 一関市情報公開条例(平成18年一関市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員</p>

会、固定資産評価審査委員会、消防本部（消防署及び消防団を含む。）、病院事業管理者及び議会をいう。

(2)・(3) [略]

(4) 個人情報 個人に関する情報_____

_____であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）_____をいう。ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

（個人情報保護 への配慮）

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、個人情報_____

_____の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を

会、固定資産評価審査委員会、消防長_____、病院事業管理者及び議会をいう。

(2)・(3) [略]

(4) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる

氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

（個人情報等保護への配慮）

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、個人情報及び死者の情報（一関市個人情報の保護等に関する条例（令和5年一関市条例第 号）第2条第1項第2号に規定する死者の情報をいう。）

（以下「個人情報等」という。）の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を

開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 個人情報 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(3)～(6) [略]

(部分開示)

第8条 [略]

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（個人情報に限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 個人情報等 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(3)～(6) [略]

(部分開示)

第8条 [略]

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（個人情報等に限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部改正)

第5条 一関市個人情報保護・情報公開審査会条例（平成18年一関市条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>一関市個人情報保護条例（平成18年一関市条例第76号。以下「個人情報保護条例」という。）第40条第1項</u>	(設置) 第1条 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用される同条第1項、一関市個人情報の</u>

及び一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査し、審議するため、一関市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問実施機関 個人情報保護条例第40条第1項

又は情報公開条例第20条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関をいう。

(2) 個人情報 個人情報保護条例第18条第1項、第30条第1項又は第38条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報をいう。

(3) [略]

保護等に関する条例（令和5年一関市条例第 号。以下「個人情報保護等条例」という。）第13条第1項及び一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査し、審議するため、一関市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問実施機関 個人情報保護法第105条第3項において準用される同条第1項、個人情報保護等条例第13条第1項又は情報公開条例第20条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関をいう。

(2) 個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。

(3) 死者の情報 個人情報保護等条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る死者の情報をいう。

(4) [略]

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報_____又は公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報_____又は公文書の開示を求めることができない。

2 [略]

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報_____に含まれる情報又は公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 [略]

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された個人情報_____若しくは公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報、死者の情報又は公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報、死者の情報又は公文書の開示を求めることができない。

2 [略]

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報若しくは死者の情報に含まれる情報又は公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 [略]

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された個人情報、死者の情報若しくは公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市債権管理条例の一部改正)

第6条 一関市債権管理条例(平成27年一関市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(個人情報の収集及び利用等)</p> <p>第14条 市長等は、市の債権の管理に関する事務を行うため、当該市の債権に係る債務者の個人情報（法令に別段の定めがある場合を除き、国税通則法（昭和37年法律第66号）第126条及び地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。次項において「債務者情報」という。）を_____</p> <p>_____、</p> <p>他の実施機関（<u>一関市個人情報保護条例（平成18年一関市条例第76号）第2条第2号</u>）に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）から収集し、又は当該個人情報を取り扱う目的以外の目的のために実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に提供することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(個人情報の収集及び利用等)</p> <p>第14条 市長等は、市の債権の管理に関する事務を行うため、当該市の債権に係る債務者の個人情報（法令に別段の定めがある場合を除き、国税通則法（昭和37年法律第66号）第126条及び地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。次項において「債務者情報」という。）を、<u>個人情報の保護等に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に反しない範囲において、他の実施機関（一関市個人情報の保護等に関する条例（令和5年一関市条例第_____号）第2条第1項第1号</u>に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）から収集し、又は当該個人情報を取り扱う目的以外の目的のために実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に提供することができる。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

議案第2号 参考資料

一関市個人情報の保護等に関する条例の概要

条項	内 容
本則関係	
第1条	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、法による保護の対象とされていない死者の情報の取扱いなどに関し必要な事項を定めるものであるという、この条例の趣旨を定めるもの
第2条	条例における実施機関、死者の情報、遺族等などの用語の定義について定めるもの
第3条	実施機関は、個人情報の保有に当たり、利用する事務、利用目的などを市長に届け出なければならないことを定めるもの
第4条	実施機関は、法の規定により利用目的以外の目的のため個人情報を利用するときは、当該個人情報の内容などを記録しなければならないことを定めるもの
第5条	実施機関は、法の規定により利用目的以外の目的のため個人情報を提供するときは、当該個人情報の内容などを記録しなければならないことを定めるもの
第6条	実施機関は、ウェブサイトの閲覧履歴など、個人関連情報を提供するときは、当該個人関連情報の内容などを記録しなければならないことを定めるもの
第7条	個人情報の開示請求に係る手数料の額を、無料とするもの。また、写しの交付により開示を受ける者は、写しの交付に要する費用を負担しなければならないことを定めるもの
第8条	死者の情報の適正な保有、利用、提供等については、法の規定の例によることを定めるもの
第9条	死者の遺族等は、死者の情報の開示請求をすることができることを定めるもの
第10条	死者の遺族等は、死者の情報の訂正請求をすることができることを定めるもの
第11条	死者の遺族等は、死者の情報の利用停止請求をすることができることを定めるもの
第12条	死者の情報の開示請求等の手続は、個人情報の開示請求等に係る法の規定の例によることを定めるとともに、必要な書類、手数料の額を無料とすることなどを定めるもの

第13条	実施機関は、開示決定などについて審査請求があったときは、一関市個人情報保護・情報公開審査会に諮問しなければならないことなどを定めるもの
第14条	個人情報保護制度の実施状況について、公表することを定めるもの
第15条	補則として、本条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定めることを定めるもの
附則関係	
附則第1条	施行期日を、法の施行期日と同日の令和5年4月1日とするもの
附則第2条	法の施行に伴い、一関市個人情報保護条例（平成18年一関市条例第76号）を廃止するもの
附則第3条	一関市個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例の規定による個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務などについて、経過措置を設けるもの
附則第4条	一関市情報公開条例（平成18年一関市条例第77号）について、法及び本条例の規定に合わせ、実施機関及び個人情報の定義などを改めるもの
附則第5条	一関市個人情報保護・情報公開審査会条例（平成18年一関市条例第78号）について、法及び本条例の施行に伴い、設置の根拠を改めるとともに、個人情報の定義を改めるなど、所要の改正をするもの
附則第6条	一関市債権管理条例（平成27年一関市条例第30号）について、一関市個人情報保護条例の引用部分を本条例に改めるとともに、法の規定に合わせ、個人情報の収集及び利用等については法の規定に反しない範囲においてできる旨を加えるもの

議案第3号

一関市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

一関市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市行政組織条例の一部を改正する条例

一関市行政組織条例（平成17年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>ア 重要施策に関すること。</p> <p><u>イ</u> 広聴及び広報に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 危機管理に関すること。</p> <p><u>エ</u> 秘書及び渉外に関すること。</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア 議会に関すること。</p> <p>イ 条例、規則及び文書に関すること。</p> <p>ウ 行政改革に関すること。</p> <p>エ 施策の総合的な調整に関すること。</p> <p><u>オ</u> 情報化に関すること。</p> <p><u>カ</u> 統計に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>ア 重要施策に関すること。</p> <p><u>イ</u> 情報化に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 広聴及び広報に関すること。</p> <p><u>エ</u> 危機管理に関すること。</p> <p><u>オ</u> 秘書及び渉外に関すること。</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア 議会に関すること。</p> <p>イ 条例、規則及び文書に関すること。</p> <p>ウ 行政改革に関すること。</p> <p>エ 施策の総合的な調整に関すること。</p> <p><u>オ</u> 統計に関すること。</p>

キ 予算、税その他財務に関すること。

ク 財産に関すること。

ケ 行政組織及び職員に関すること。

(3)～(10) [略]

カ 予算、税その他財務に関すること。

キ 財産に関すること。

ク 行政組織及び職員に関すること。

(3)～(10) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号

一 関市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険条例（平成17年一関市条例第108号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。 2 [略]	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第5号

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
(一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知</p>

(虐待等の禁止)
第12条 [略]

するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(虐待等の禁止)

第12条 [略]

(業務継続計画の策定)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u> <u>よう努めなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>第2条 一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(家庭的保育事業者等と非常災害)</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(家庭的保育事業者等と非常災害)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

_____よう努めなければならない。
い。

3～5 [略]

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
い。

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用定員) 第4条 [略] 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第19条第1項第3号</u> に掲げる小学	(利用定員) 第4条 [略] 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第19条第3号</u> _____に掲げる小学

校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [略]

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校

校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条各号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [略]

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号 _____ 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号 _____ 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号 _____ 又は第3号に掲げる小学校

就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号 _____ 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育給付認定保護者が扶養する子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

第13条 [略]

2・3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 法第19条第1号 _____ 又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、教育・保育給付認定保護者が扶養する子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

ウ [略]

(4)・(5) [略]

5・6 [略]

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条）の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) [略]

2 [略]

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

(5)～(11) [略]

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項）の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) [略]

2 [略]

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

(5)～(11) [略]

第26条 削除

要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号 _____ 又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)

が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる

認定子ども」と、「法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)

が法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第3項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(利用定員)

第37条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 [略]

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第3項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(利用定員)

第37条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含

むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号 _____ 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定

子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（一関市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第4条 一関市子ども・子育て会議条例（平成25年一関市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、一関市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、一関市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条中一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定に係る経過措置）

- この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 第2条の規定による改正後の一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家

家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第5号 参考資料

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正概要

改正の要旨	(1) 運営に関する基準に、子どもの安全の確保に関する規定を設けるもの (2) 運営に関する基準に、自動車を運行する場合の子どもの所在の確認に関する規定を設けるもの (3) 民法等の改正に伴い、懲戒権に係る規定を削除するもの (4) 上記(1)～(3)のほか、国の基準の改正に合わせて所要の改正を行うもの (5) こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法などの改正による引用条項及び文言を整理するもの
条項等	改正内容
一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）	
第6条の2	運営に関する基準として、安全計画の策定等について定めるもの
第6条の3	運営に関する基準として、利用者の移動のため自動車を運行する場合に、点呼などの方法により利用者の所在を確認しなければならないことを定めるもの
第12条の2	運営に関する基準として、感染症や非常災害の発生時においても利用者への支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定について、定めるもの
第13条第2項	事業所における衛生管理に係る基準として、感染症又は食中毒の発生、まん延防止のための職員に対する定期的な研修及び訓練の実施を定めるもの
一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）	
第7条の2	運営に関する基準として、安全計画の策定等について定めるもの
第7条の3	運営に関する基準として、自動車を運行する場合に、点呼などの方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならないことを定めるもの。また、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の装置を備え、これにより利用乳幼児の所在を確認しなければならないことを定めるもの
第10条	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、国の基準の規定に合わせて改めるもの
第13条	民法等の改正に伴い、懲戒権に係る規定を削除するもの
第14条第2項	事業所等における衛生管理に係る基準として、感染症又は食中毒の発生、まん延防止のための職員に対する定期的な研修及び訓練の実施を定めるもの
一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）	
第4条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの

第6条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第7条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第8条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第13条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第15条	こども家庭庁の創設に伴う学校教育法の改正により、引用条項を改めるもの
第20条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第26条	民法等の改正に伴い、懲戒権に係る規定を削除するもの
第35条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第36条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第37条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第39条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第51条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第52条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
一関市子ども・子育て会議条例の一部改正（第4条関係）	
第1条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
第2条	こども家庭庁の創設に伴う子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を改めるもの
附 則	
附則第1項	施行期日を令和5年4月1日とするもの。ただし、一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条及び一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の懲戒権の削除に係る改正規定は、公布の日からとするもの。
附則第2項	この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の安全計画の策定に係る規定の適用については、努力義務とするもの。
附則第3項	改正後の一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の、家庭的保育事業者等における自動車のブザー等の装置の設置に係る規定の適用については、ブザー等の設置に困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができることを定めるもの。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないもの

議案第6号

一関市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例の制定について

一関市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例
一関市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例（令和3年一関市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

一関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
[略]				[略]			
49 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項において「法」という。） 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。	49 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。） 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。

以下この項において同じ。) 又は共同住宅等 (共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物 (一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項において「住宅・非住宅複合建築物」という。) の住戸

以下この項において同じ。) 又は人の居住の用に供する部分を有する建築物 (一戸建ての住宅及び共同住宅等 (共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) を除く。以下この項において「住宅・非住宅複合建築物」という。) (一戸建てであるものに限る。) の住戸 (当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項及び50の2の項から53の2の項までにおいて同じ。) が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び50の2の項から53の2の項までにおいて「省令」という。) 第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準

(ア) ~ (ウ) [略]

イ 共同住宅等の建築物全体

に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

(ア) ~ (ウ) [略]

イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住戸(当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
18,000円(審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
19,000円(審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、5,000円)

ウ 共同住宅等又は住宅・非

(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)

設計

一次エネルギー消費量（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅰの第2の2の2-1に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下このイにおいて同じ。）を同告示Ⅰの第2の2の2-3(2)

住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建築物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じア(ア)から(ウ)までに定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（ウ(ア)及び(イ)において「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

イに定める数値とする場合はア(ア)から(ウ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)から(ウ)までに定める額と、次に掲げる共同住宅等の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。(以下この項において同じ。))の床面積(以下この項において「共用部分の床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額、設計一次エネルギー消費量を同告示Iの第2の2の2-3(2)ロに定める数値とする場合はア(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 109,000円
(審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 109,000円
(審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円)

(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 179,000円（審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 179,000円（審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円）

エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じイ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（エ(ア)及び(イ)において「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

ウ 人の居住の用に供する部分
を有しない建築物（専ら工場、
畜舎、自動車車庫、自転車駐
車場、倉庫、卸売市場その他
これらに類する用途に供する
建築物として市長が認める建
築物（以下この項において「
工場等」という。）を除く。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
33,000円（審査機関が
あらかじめ法第54条第1
項各号に掲げる基準に適合
すると認めた場合にあって
は、10,000円）

(イ) 床面積の合計が300平方
メートルを超えるもの
57,000円（審査機関が
あらかじめ法第54条第1
項各号に掲げる基準に適合
すると認めた場合にあって
は、20,000円）

オ 人の居住の用に供する部分
を有しない建築物（工場等
専用建築物（専ら工場、畜
舎、自動車車庫、自転車駐
車場、倉庫、卸売市場その他
これらに類する用途に供する
建築物として市長が認める
建築物をいう。以下この項
において同じ。）を除く。）
又は住宅・非住宅複合建
築物の非住宅部分（住宅・
非住宅複合建築物の住宅部
分を除いた部分をいう。以
下この項において同じ。）（非住

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円）

- a 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、50の2の項、50の3の項、51の項、53の項及び53の2の項において同

宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円）

- a 建築物のエネルギー消費性能_____

じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、50の2の項、50の3の項、51の項、53の項及び53の2の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 239,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロ _____ に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 96,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、17,000円）

_____が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)

_____に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 239,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 96,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、17,000円）

- a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 297,000円
- b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 120,000円

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円）

- a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 297,000円
- b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 120,000円

カ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請
109,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請
48,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、17,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請
138,000円

b 建築物のエネルギー

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請
109,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請
48,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（審査機関があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、17,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請
138,000円

b 建築物のエネルギー

消費性能が省令第1条
第1項第1号ロに定め
る基準に適合するもの
としてされた認定申請
63,000円

オ 住宅・非住宅複合建築物
の建築物全体（認定申請が
住戸及び建築物全体に係る
ものを含む。）ア（ア）か
ら（ウ）までに掲げる床面積
の合計の区分並びにイ（ア）
又は（イ）に掲げる共用部分
の床面積の合計の区分に応
じ、それぞれア（ア）から（ウ）
まで並びにイ（ア）又は（イ）
に定める額と、ウ（ア）又は
（イ）（住宅・非住宅複合建
築物の住戸及び共用部分を
除いた部分が専ら工場、畜
舎、自動車車庫、自転車駐車
場、倉庫、卸売市場その他こ
れらに類する用途に供する
部分として市長が認める部
分（以下この項において「工
場等専用部分」という。）で
ある場合にあつては、エ（ア）
又は（イ））に掲げる住宅・
非住宅複合建築物の住戸及

消費性能が省令第10条
第1号ロ(2)に定め
る基準に適合するもの
としてされた認定申請
63,000円

キ 住宅・非住宅複合建築物
の建築物全体

住宅・非住
宅複合建築物の住戸及び共
用部分の

床面積の合計の区分に応
じ、ア（ア）から（ウ）まで及
びウ（ア）又は（イ）に定める
額（当該住戸及び共用部分
のエネルギー消費性能が省
令第10条第2号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
ものとしてされた認定申請
に係るものにあつては、住
戸及び共用部分の床面積の
合計の区分に応じ、イ（ア）
又は（イ）及びエ（ア）又は（イ）
に定める額）を合算した額
に、オ（ア）又は（イ）（住宅・
非住宅複合建築物の非住宅
部分が工場等専用部分であ

			<u>び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)又は(イ) (住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、エ(ア)又は(イ))</u> <u>に定める額を合算した額</u> (2) [略]				<u>る場合にあつては、カ(ア)又は(イ))に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれオ(ア)又は(イ) (住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、カ(ア)又は(イ))</u> <u>に定める額を加算した額</u> (2) [略]
50 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項において「法」という。) 第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、49の項(1)アからオまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからオまでに定める額 (法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があつた場合にあつては、49の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額)	50 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項において「法」という。) 第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき	棟ごとに、49の項(1)アからキまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項(1)アからキまでに定める額 (法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があつた場合にあつては、49の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額)
[略]				[略]			
51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (以下この	建築物エネルギー消費性能	1件につき	(1)に定める額 (法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつ	51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (以下この	建築物エネルギー消費性能	1件につき	(1)に定める額 (法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつ

項において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

向上計画認定申請手数料

ては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）又は住宅・非住宅複合建築物（住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）を除く。）をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）の住宅部分

項において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

向上計画認定申請手数料

ては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）又は住宅・非住宅複合建築物（住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）を除く。）をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。）の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合

(ア) ・ (イ) [略]

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅

するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) ・ (イ) [略]

イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
20,000円（審査機関があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
21,000円（審査機関があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円）

ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅

部分

(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項及び53の項(3)において同じ。）を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項及び53の項(3)において同じ。）の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円（審査機関があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円）

部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項及び53の項(3)において同じ。）を省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項及び53の項(3)において同じ。）の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円（審査機関があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円）

(イ) [略]

ウ [略]

エ [略]

オ 住宅・非住宅複合建築物

(イ) [略]

エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
37,000円（審査機関があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
63,000円（審査機関があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、23,000円）

オ [略]

カ [略]

キ 住宅・非住宅複合建築物

(アからエまでに係るものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 (1)イ (ア) 又は (イ)

に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)イ (ア) 又は (イ)

に定める額 (一戸建てであるものにあつては、(1)ア (ア) 又は (イ) _____

(アからカまでに係るものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 (1)ウ (ア) 又は (イ)

(当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)又は(イ))

に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ (ア) 又は (イ) (当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)又は(イ))

に定める額 (一戸建てであるものにあつては、(1)ア (ア) 又は (イ) (当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申

に定める床面積の合計の
区分に応じ、それぞれ(1)
ア (ア) 又は (イ) _____

に定める額)

(イ) 非住宅部分 (1)ウ
(ア) 又は (イ) に定める床
面積の合計の区分に応
じ、それぞれ(1)ウ (ア) 又
は (イ) に定める額 (当該
非住宅部分のエネルギー
消費性能が省令第10条第
1号イ(2)及びロ(2)に定め
る基準に適合するものと
してされた認定申請に係
るものにあつては、(1)エ
(ア) 又は (イ) に定める床
面積の合計の区分に応
じ、それぞれ(1)エ (ア) 又
は (イ) に定める額)

(2) [略]

請に係るものにあつて
は、(1)イ (ア) 又は (イ))
に定める床面積の合計の
区分に応じ、それぞれ(1)
ア (ア) 又は (イ) (当該住
宅部分のエネルギー消費
性能が同号イ(2)及びロ(2)
に定める基準に適合する
ものとしてされた認定申
請に係るものにあつて
は、(1)イ (ア) 又は (イ))
に定める額)

(イ) 非住宅部分 (1)オ
(ア) 又は (イ) に定める床
面積の合計の区分に応
じ、それぞれ(1)オ (ア) 又
は (イ) に定める額 (当該
非住宅部分のエネルギー
消費性能が省令第10条第
1号イ(2)及びロ(2)に定め
る基準に適合するものと
してされた認定申請に係
るものにあつては、(1)カ
(ア) 又は (イ) に定める床
面積の合計の区分に応
じ、それぞれ(1)カ (ア) 又
は (イ) に定める額)

(2) [略]

<p>52 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>51の項(1)ア (ア) 若しくは (イ) 、同項(1)イ (ア) 若しくは (イ) __同項(1)ウ (ア) 若しくは (イ) __同項(1)エ (ア) 若しくは (イ) <u>又は同項(1)オ (ア) 若しくは (イ) _____</u>に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア (ア) 若しくは (イ) 、同項(1)イ (ア) 若しくは (イ) __同項(1)ウ (ア) 若しくは (イ) __同項(1)エ (ア) 若しくは (イ) <u>又は同項(1)オ (ア) 若しくは (イ) _____</u>に定める額（法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、51の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額）</p>	<p>52 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>51の項(1)ア (ア) 若しくは (イ) 、同項(1)イ (ア) 若しくは (イ) __同項(1)ウ (ア) 若しくは (イ) __同項(1)エ (ア) 若しくは (イ) __同項(1)オ (ア) 若しくは (イ) <u>、同項(1)カ (ア) 若しくは (イ) 又は同項(1)キ (ア) 若しくは (イ) に掲げる建築物</u>の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア (ア) 若しくは (イ) 、同項(1)イ (ア) 若しくは (イ) __同項(1)ウ (ア) 若しくは (イ) __同項(1)エ (ア) 若しくは (イ) __同項(1)オ (ア) 若しくは (イ) <u>、同項(1)カ (ア) 若しくは (イ) 又は同項(1)キ (ア) 若しくは (イ) に掲げる建築物</u>に定める額（法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、51の項(2)ア又はイに掲げる部分の区分に応じ、それぞれ同項(2)ア又はイに定める額を加算した額）</p>
<p>53 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>棟ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令</p>	<p>53 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>棟ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令</p>

という。)第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

合認定申請手数料

第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(1)の2 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(2)・(3) [略]

(3)の2 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(4)~(6) [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分

という。)第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

合認定申請手数料

第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(1)の2 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(2)・(3) [略]

(3)の2 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(4)~(6) [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分

に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(1)の2ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(2)ア又はイに定める区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額

イ [略]

(8) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ

に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2) 及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(1)の2ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(2)ア又はイに定める区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額

イ [略]

(8) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ

		<p>(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(3)の2ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額)</p> <p>イ [略]</p>			<p>(2)____及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(3)の2ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額)</p> <p>イ [略]</p>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号 参考資料

一関市手数料条例の改正概要

1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 (49の項、改正後) (改正は下線部分)

手数料項目の区分		建築物の区分			手数料 (円)	
		評価する部分	評価方法	床面積 (㎡)	適合証無	適合証有
ア	(ア)	戸建住宅等、住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てに限る。)の住宅部分	標準計算	$A \leq 200$	35,000	5,000
	(イ)			$200 < A \leq 400$	70,000	10,000
	(ウ)			$400 < A$	97,000	16,000
イ	(ア)	共同住宅等、住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てを除く。)の住宅部分 (※)	仕様基準 (誘導)	<u>$A \leq 200$</u>	<u>18,000</u>	<u>5,000</u>
	(イ)		仕様基準	<u>$200 < A$</u>	<u>19,000</u>	<u>5,000</u>
イ→ウ	(ア)	共同住宅等、住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てを除く。)の住宅部分 (※)	標準計算	$A \leq 300$	109,000	10,000
	(イ)			$300 < A$	179,000	27,000
エ	(ア)	共同住宅等、住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てを除く。)の住宅部分 (※)	仕様基準 (誘導)	<u>$A \leq 300$</u>	<u>33,000</u>	<u>10,000</u>
	(イ)		仕様基準	<u>$300 < A$</u>	<u>57,000</u>	<u>20,000</u>
ウ→オ	(ア)	a	標準計算	$A \leq 300$	239,000	10,000
		b	モデル入力法		96,000	
	(イ)	a	標準計算	$300 < A$	297,000	17,000
		b	モデル入力法		120,000	
エ→カ	(ア)	a	標準計算	$A \leq 300$	109,000	10,000
		b	モデル入力法		48,000	
	(イ)	a	標準計算	$300 < A$	138,000	17,000
		b	モデル入力法		63,000	
オ→キ		住宅・非住宅複合建築物の建築物全体	改正前： <u>ア + イ + ウ</u> 又は <u>エ</u> 改正後： <u>ア</u> 又は <u>イ + ウ</u> 又は <u>エ + オ</u> 又は <u>カ</u>			

※ 住戸の床面積の合計によりア又はイで計算した金額に、共用部分 (ウ又はエ) の床面積に応じた金額を加算して算出

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (51の項、改正後) (改正は下線部分)

手数料項目の 区分		建築物の区分			手数料 (円)	
		評価する部分	評価方法	床面積 (㎡)	適合証無	適合証有
ア	(ア)	戸建住宅等、住宅・非住宅複合建築物の住宅部分	標準計算	$A \leq 200$	38,000	6,000
	(イ)			$200 < A$	43,000	6,000
イ	(ア)	住宅部分	仕様基準 (誘導仕様基準)	<u>$A \leq 200$</u>	<u>20,000</u>	<u>6,000</u>
	(イ)			<u>$200 < A$</u>	<u>21,000</u>	<u>6,000</u>
イ→ウ	(ア)	共同住宅等、住宅・非住宅複合建築物(一戸建てを除く。)の住宅部分	標準計算	$A \leq 300$	77,000	11,000
	(イ)			$300 < A$	127,000	23,000
エ	(ア)	住宅部分	仕様基準 (誘導仕様基準)	<u>$A \leq 300$</u>	<u>37,000</u>	<u>11,000</u>
	(イ)			<u>$300 < A$</u>	<u>63,000</u>	<u>23,000</u>
ウ→オ	(ア)	非居住建築物、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分	標準入力法等	$A \leq 300$	251,000	11,000
	(イ)			$300 < A$	315,000	19,000
エ→カ	(ア)	非住宅部分	モデル入力法	$A \leq 300$	96,000	11,000
	(イ)			$300 < A$	123,000	19,000
オ→キ		住宅・非住宅複合建築物の建築物全体	改正前： <u>ア又はイ + ウ又はエ</u> 改正後： <u>(ア又はイ) 又は (ウ又はエ) + オ又はカ</u>			

3 評価方法の概要

評価方法	概要
標準計算	建築物の計画(室用途や面積等)に基づき省エネ性能を算出する方法 ・利点 精緻な省エネ性能を算出できる。 ・欠点 計算に必要な面積、断熱性能、採用設備の効率、創エネ量等を把握しなければ、省エネ性能を算出できない。
仕様基準	住戸の各部位や設備の仕様から、省エネ基準への適合確認を簡易に判断する方法 ・利点 標準計算より簡易に、省エネ基準への適否を判断できる。 ・欠点 省エネ基準への適否のみ判断するものであり、精緻な省エネ性能は算出できない(省エネ性能の数値化はされない)。
誘導仕様基準	仕様基準のうち、省エネ性能がより高い誘導基準(ZEH水準の省エネ性能)への適合確認を簡易に判断する方法(利点、欠点は仕様基準と同じ)
モデル入力法	用途に応じた標準的な建築物(モデル建築物)の室用途・面積構成を用いて省エネ性能を簡易に算出する方法 ・利点 標準計算より簡易に、おおまかな省エネ性能を算出できる。 ・欠点 おおまかな省エネ性能を判断する方法であり、省エネ基準に対し性能に余裕がある物件でないとは適合とならないなど、精緻な算出方法ではない。

以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。
い。

2 [略]

(入居者の費用負担義務)

第18条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) [略]

(4) 共同施設等の使用又は維持及び運営に要する費用

2・3 [略]

別表 (第3条関係)

名称	所在地	備考
[略]		

以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。
い。

2 [略]

(入居者の費用負担義務)

第18条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) [略]

(4) 共同施設の使用又は維持及び運営に要する費用

2・3 [略]

別表 (第3条関係)

名称	位置	備考
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

一関市教育研究所条例の一部を改正する条例の制定について

一関市教育研究所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市教育研究所条例の一部を改正する条例

一関市教育研究所条例（平成17年一関市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 教育研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 教育研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
一関市教育研究所	<u>一関市竹山町7番2号</u>	一関市教育研究所	<u>一関市花泉町涌津字一ノ町29番地</u>
2	[略]	2	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。